

社説

ronsetsu@mainichi.co.jp

面会めぐる争い

離婚に伴う親権、さらに離婚後の子供との面会をめぐる争いに一石を投じたのではないか。

別居中の両親が、9歳の長女の親権を争った訴訟で、東京高裁が長女と同居する母親を親権者とする判決を言い渡した。

この訴訟では、離れて暮らす父親が、離婚して親権を得た場合に年間

子供の幸福を最優先に

100回の面会を母親に認めるとして主張した。千葉家裁松戸支部はこれを評価し、父親の親権を認めた。相手側に友好的な「寛容性の原則」を重くみた異例の判断だった。

一方、東京高裁は、長女が安定した学校生活を送っていることや、母親と一緒に暮らしたいと言っている事情を重くみた。従来通りの「継続性の原則」に沿った司法判断だ。判決の評価は難しい。父親側の代

理人は、7年前に母親が無断で子供を実家に連れ帰った経緯を指摘し、

「先に子供を連れ去り、もう一方の親の悪口を吹き込めばいいということになってしまふ」と批判した。

子供の平穏な生活が妨げられることは両親の本意ではないだろう。適切な面会の実現など、双方が妥協点を探ることが大切だ。

離婚件数は年間約22万件に達する。少子化の影響もあり、子供の尊

争いを未然に防ぐため、公

的機関を含めた相談態勢を充実させることも喫緊の課題だ。婦人

親が子供との面会交流を求め裁判に起こす調停の件数もこの10年で倍増し、年間1万2000件を超える。

2012年に施行された改正民法で、離婚の際に子供の利益を優先して、面会交流や養育費の支払いについて取り決めることが明記された。

面会の実現を図るための法案を議員立法で今国会に提出する動きもある。結婚の破綻は子供の責任ではない。子供への悪影響を最小限に抑え方策を考えるのが大人の務めだ。

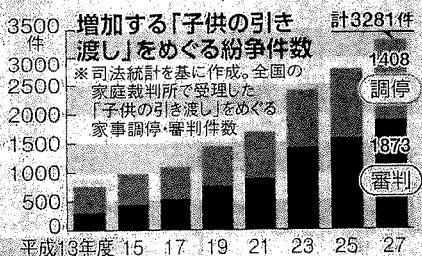
まず、優先すべきは争いに巻き込まれてしまう子供の意思や利益を十分に尊重し、幸福を考えることだ。13年に家事事件手続法が施行され、おおむね10歳以上の子供は、離婚や面会をめぐる調停に関与できるようになった。弁護士を代理人として依頼できる権限も認められた。

両親の争いは泥仕合になりがちだ。第三者的な「子供の代理人」を入れば、子供にとってよりよい解決策を導くことが期待できる。

だが、面会の日数でもめたり、約束した面会が実現しなかつたりする

「母子面会 年100日約束」父に親権

妻側反論「子供の意思無視」



別居中の40代の夫婦が長女(9)と妻と同居中の親権を争った訴訟の控訴審判決が26日、東京高裁(菊池洋一裁判長)で言い渡された。1審は、子供と同居中の親や母親を見る利とする従来基準を適用せず、夫が妻に年100日の面会を約束したことを評価し、夫へ長女を引き渡すよう妻に命令。欧米的な「フレンドリー・ペアントルール」(より相手に寛容な親を優先する基準)が初適用された判例として注目された。

2審で妻側は「引き渡しは長女の意思に反する」と主張。夫側は「長女の意思は周囲に影響された恐れがある」と反論している。

この夫妻をめぐっては平成22年、妻が夫に無断で長女を連れて自宅を出た。妻

は長女の親権を渡すよう夫を提訴。夫も長女を引き渡すよう妻を反訴していた。

今回の親権訴訟は「両親が別居・離婚した子供の幸せはどうしたら実現されるのか」という命題が問われているといえる。しかし子供の幸せのあり方をめぐる夫側と妻側の考え方は真っ向対立。専門家は離婚後も両親の関係を修復して子供の利益を守る仕組みを構築する必要性を訴えている。そのため、「親権争いで有利にする親は慎重であるべきだ」は実際、今回の訴訟で妻は

「寛容な親優先」どう判断

あす控訴審判決

親権争いでは従来、同居中の親を優先する「継続性の原則」や、母親を優先する「母親優先の原則」が重視されてきた。

しかし昨年3月の1審平葉家裁松戸支部の判決は、父娘の面会を月1回程度とする「両親が離婚しても、双方から愛されるのが子供の幸せだと」1審は判断した。

一方、妻を支援する団体が両親の愛を受け成長するためには夫に養育される方がよい」として、長女の引き渡しを妻に命じた。

2審も同様の判断が示されることを望む」と話した。

DV冤罪横行?

「夫にDVがあった」と主張。だが1審判決は「DVはなかった」と判断した。

DV冤罪横行?

「夫にDVがあった」と主張。だが1審判決は「DVはなかった」と判断した。

文部科学省が開示した天下り想定問答の要旨

(2面に関連記事)

Q 早大

A 後輩

Q 在職時

A 7月下旬の錦

り、吉田氏の

Q 阜大

か。

Q なぜ吉

Q なに詳しい人が

Q と電話

Q し、

Q た。

Q た。